

2020（令和2）年3月2日

東京都弁護士協同組合
組 合 員 各 位

東京都弁護士協同組合
理事長 元木 徹

新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う窓口業務時間変更について

今般発生した新型コロナウイルス感染症は引き続き感染が拡大しております。それに伴い、政府は3月2日からの全国の小中学校・高校を臨時休校することを要請するに至りました。

このような情勢を踏まえ当協同組合は、職員及びその家族の安全確保と感染症拡大防止を最優先し、新型コロナウイルス感染症予防対策として、職員の時差出勤を実施致します。

それに伴い、業務開始時間は9時30分ですが、これを30分繰り下げ下記のとおりと致します。

記

業務時間：午前10時～午後5時まで

適用期間：3月3日（火）から3月31日（火）まで（予定）

組合員の皆様にはご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解の上、ご協力くださいますようお願い致します。

なお、今後政府や関係省庁の対策などを踏まえ、当組合においてもさらに対応、対策を強化する可能性がありますので、その際には、当ホームページにて告知致しますので、予めご了解ください。

以上